

岐阜市立精華中学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月 1 日策定

平成 30 年 4 月 1 日改定

平成 31 年 4 月 1 日改定

令和 2 年 4 月改定

令和 3 年 4 月改定

令和 4 年 4 月改定

令和 5 年 4 月改定

令和 6 年 4 月改定

令和 7 年 4 月改定

はじめに

ここに定める「岐阜市立精華中学校いじめ防止基本方針」は、平成 25 年 6 月 28 日公布、平成 25 年 9 月 28 日施行された「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という）の第 13 条、令和元年、本市の中学校 3 年生生徒に係るいじめ重大事態に対する反省、岐阜市教育委員会いじめ問題対策委員会からの答申で示された再発防止策及び令和 2 年 9 月 28 日に施行された「岐阜市いじめ防止対策推進条例」の改正を踏まえた基本方針である。

本校では、生徒会を中心とした「スマイルアンケート」「スマイル集会」「スマイル宣言」「スマイル活動（スマイルカード・スマイル新聞）」を通して、お互いを理解しようとする気持ち、お互いのことを思っ自分から行動することを大切にしている。

「いじめは、いつ、どこでも、誰にでも、起こり得るものである」という意識を常にもち、全職員による未然防止、組織での対応、関わった生徒の思いに寄り添った指導、事後の見届け等を大切に、下記の方針に従って行動していく。

1 いじめの問題に対する基本的な考え方

（１）定義

法：第 2 条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）理解

- ・「いじめ」には多様な態様があり、該当するか否かを判断する際は、本人が否定したとしても、該当生徒や周辺の状況等を客観的に確認し、「心身の苦痛を感じているもの」との要件に限定して解釈されることのないように努めることが必要である。
- ・「いじめ」の中には、犯罪行為として警察に相談・通報が必要な場合もある。教育的な配慮や被害者の意向を踏まえて、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を図ることが重要である。

（３）いじめの解消

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この**相当の期間とは、少なくとも 3 か月を目安とする**。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じて

いないかどうかを面談等により確認する。この場合において、**事案に応じ、外部専門家による面談等により確認するなど適切に対応**する。

(4) 基本認識

教育活動全体を通じて、下記の認識を十分理解し、いじめの防止等に当たる。

- ①「いじめは、絶対に許されない」
 - ・いじめた者だけではなく、同調する者、傍観する者も、いじめに加担しているという認識が必要である。
- ②「いじめは、どの学校でもいつ、どこでも、誰にでも起こり得る」
 - ・いじめは、どの学校、どの学級でも、どの子にも起こり得るという認識のもと、常にいじめの克服を図る必要がある。
- ③「いじめは、見ようと思っで見ないと見つけにくい」
 - ・いじめが見えていないのは教師だけであり、子どもたちが全て知っているという認識のもと、広く情報を収集する必要がある。
- ④「いじめは、組織的かつ継続的に対応しなければ解消に向かわない」
 - ・いじめは、一度の指導で終わらない。様々な立場から、様々な場面で、該当生徒に対しての個への指導にとどまらず、学校、学級など集団に対しても、繰り返し指導する必要がある。

(5) 学校としての構え

かけがえのない大切な一人ひとり～誰も一人ぼっちにさせない～

【子どもたちへの4つの約束】

- 1 どの子どもも全力で応援する → 誰も一人ぼっちにさせない
- 2 いつでもどんな相談でも聞く → どんなことも受け止める
- 3 仲間に悲しい思いをさせる子は、みんなで指導する → いじめはみんなで必ず止める
- 4 相談されたらその日のうちに問題解決へ向けてみんなで立ち向かう
→ 必ず教職員全員で問題解決に立ち上がる

- ・いじめに関する相談を受けたら具体的に動き出し、組織で粘り強く取り組む。
- ・いじめが解消したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行い、保護者と連携を図りながら見届ける。いじめの解消については、いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間継続したことを確認する。この相当な期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
- ・仲間とのつながりをつくる学級経営に取り組み、「仲間とともにトラブルを乗り越える」「いじめを見逃さない仲間関係」「誰かとながっている仲間関係」を重点に、すべての教職員が「いじめをしない、させない、許さない学級・学校づくり」を進める。

(6) 保護者の責務など

- ・学校は、保護者・地域と協力しながら、いじめ問題について対応することが大切である。保護者は、その保護する生徒がいじめを行うことがないように規範意識等の指導を行うように努め、生徒がいじめを受けた場合には、適切にいじめから保護する。また、保護者は、学校が講ずるいじめの防止等のための取組に協力するよう努める。

2 いじめの未然防止のための取組 (自己肯定感や自己有用感を高める取組)

(1) 魅力ある学級・学校づくり

- ・楽しく、力がつく授業（分かる・できる授業）づくりを推進する。
- ・思考力・判断力・表現力を育てる指導法の工夫改善によって、自分をのびのびと表現できるように指導・援助する。
- ・学年・学級、教科ごとに適切で効果的な協働学習（学び合い学習）を究明し、分からないことが分からないと言える雰囲気をつくったり、グループ交流を多く設定したりして、一人一人が仲間と関わり、自己肯定感及び自己有用感を味わいながら、望ましい人間関係をつくることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
- ・いじめを自分自身の問題として捉えられるように「いじめを見逃さない日」や「いじめについて考える日」、「ひびきあいの日」等に考えられる場を設定する。お互いを認め、励まし合うことを通して、自己肯定感や自己有用感を向上させ、豊かな人間関係を醸成させる。

(2) 安心感を生み出す指導

- ・良質な人間関係を築くことのできる調整能力を育むために、校外研修、体育祭、合唱交流会、3年生が託す会などの行事を大切に、指導を積み重ねる。
- ・仲間同士の温かな関係を築かせるため、「スマイルアンケート」「スマイル集会」「スマイル宣言（いじめの未然防止）」「スマイル活動（スマイルカード・スマイル新聞・スマイル放送）」など、生徒会活動を中心に全校生徒にいじめ防止・克服のために自分たちでできることを考えさせ、自主的に活動できるように支援する。
- ・日々の授業において、教科の独自性を大切にしながら、その教科にあった「協働学習」に取り組む。それにより、互いを理解することができ、良好な人間関係をつくり上げるよう指導する。
- ・いじめ未然防止に係る校内掲示（・「4つの約束」・「いじめとは」）をする。
- ・個々の生徒の様子に対して敏感であるよう努める。そのために、ここタンや生活記録ノート、スマート連絡帳等を活用し、機会を捉えた面談や検査を実施する。担任とダブルサポートの先生を中心に、生徒の話聞くことを大切にする。

(3) 生命や人権を大切にする指導（豊かな心の育成）

- ・音楽、美術、保健体育、技術・家庭科などを通し、豊かな心、健やかな体をつくる授業を行う。
- ・総合的な学習の時間（以下「セイカ」という）での地域学習や、ぎふMIRAI'sでの生き方学習、地域行事への積極的な参加を促す中で、地域を大切にする心を育てる。また、様々な人と関わり合って社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるような教育活動を充実する。
- ・人権教育において、「仲間に積極的に関わりながら自他の生命を尊重できる力」「誘惑に負けず勇気をもって正しく行動する力」「自己を振り返り自己を見つめる力」を育てる。それによって、いじめに対して敏感な「認識力」「行動力」「自己啓発力」を養う。

(4) 全ての教育活動を通した指導（自己指導能力の育成）

- ・教育活動全体を通じて、学校の教育目標「自律・貢献・創造」を具現化することに努め、その営みのすべてがいじめ防止につながることを全教職員で共通認識して取り組み、生徒たちが仲間同士で支え合う学校づくりを目指す。
- ・あらゆる機会を捉え、「生徒に自己肯定感及び自己有用感を与えること」「共感的な人間関係を育成すること」「自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助すること」を心がけた指導に努める。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取扱いに関する指導を徹底するために、教職員及び保護者の間で共通理解を図る（保護者に対し、一日入学や、授業参観・懇談会、PTA家庭教育学級、PTA広報・広報等の機会を活用して、ネット上での誹謗中傷・いじめ等の実態や学校の講ずる対策・取組について示し、家庭での監督・指導や協力を依頼する）。
- ・インターネットやSNSに関連する企業・関係機関等による出前講座（デジタルシティズンシップ教育）等を通し、インターネット等を介してなされる誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発・指導を充実する。
- ・道徳や特活、技術・家庭科等における指導や地区懇談会（ミニ集会）を利用して、使用状況を把握し、課題を洗い出す。

3 いじめの早期発見・早期対応

(1) いじめがあったときに見逃さず、立ち向かい、乗り越える力の育成

- ・生徒会が中心となって取り組む「スマイル集会」において、仲間関係における本校の実態を把握するために、生徒会役員が実態に合わせた活動を仕組み、視覚的かつ内面的に理解させる。それを通して、苦しんでいる仲間が周りにいたときに、それを知り得た自分自身がどういった行動をとらなければならないかを小集団で考えさせ、全体場で発言させる。それを日々の学校生活で生かすように決意させる。

(2) アンケート調査等の実施を含めた的確な情報収集の充実

- ・年間3回（自分のこと・友達のことを併記）のいじめに特化したアンケート（本校では生活向上アンケート）の提出日の放課後にアンケート結果及び方針を交流する学年会を行い、その後関係職員を集めて校内いじめ対策会議を行って、個々の記述に関する方針を学年主任から報告する。仲間の目を気にせず書き込むことができるようにするため、アンケートは自宅で記入する。
- ・その後、教育相談週間の中で生徒から聞き取りを行い、関係する生徒に指導を行う。

- ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけや行動観察、チェックシートの活用、生活記録ノートの記述、ここタン、生活向上アンケートなどの定期的な調査の実施等、多様な方法で生徒のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
- ・特に、いじめは大人に見えにくい形で起きていることを踏まえ、教職員は、いじめについてはもちろん、いじめにつながるような場面にも敏感であるよう、自身の感覚を磨くことに努める。
- ・年間3回の県いじめ調査等を全教職員の共通理解の上で実施し、学校いじめ防止等対策推進会議で各学校の状況等を確認し、本校における対策を検討する。
- ・学校便り・PTA総会等の機会を利用し、保護者・地域住民にいじめ防止につながる早期発見のための積極的な情報提供を依頼する。

（３）いじめの疑いがある事案に係る情報の共有・連携体制の徹底（初動が肝！）

- ・いじめが疑われる情報を生徒本人や仲間・生活向上アンケートから、保護者・地域住民から、或は電話連絡等で知った職員は、些細なことであっても、いじめ対策監に報告する。いじめ対策監は、校長・教頭・主幹に報告をする。急を要する場合については、すぐさま校内いじめ対策委員会を開いて対応を検討し、校長の指示の下、指導のための情報共有と役割分担を決定し、スタートでの被害者側の辛さや不安に寄り添った対応を意識して動き出す。
- ・聞き取りをしていく中で、いじめと判明した場合には、学校安全支援課、関係機関に一報を入れ、指示を仰ぐ。
- ・被害者側の保護者・関係者側の保護者に対しては、いじめの内容・今後の指導方針を適宜伝え、連携する。

（４）教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切にしたり関わりを築く。特に、生徒が悩みを相談しやすいよう、日頃から生徒との信頼関係を築いておくように努める。
- ・配慮の必要な生徒に組織的に対応できるようにするため、援助チームを構成する。当該生徒の学級担任、ダブルサポートの先生、教科担任、学年主任、養護教諭、教育相談主任、生徒指導主事、部活動顧問、スクールカウンセラー、スクール相談員、ほほえみ相談員等、校内の全職員がそれぞれの役割を明確にし、相互理解した上で協力し、保護者や関係諸機関等と積極的に連携を図る。
- ・積極的教育相談（不安や悩みを抱える生徒に働きかける予防的教育相談）として、機会に応じた関わり活動や学級活動を実施する。
- ・相談室（虹の学習室・フリースペース・カウンセリングルーム）や保健室、保護者の会等を有効に活用し、情緒的に不安定な生徒の居場所を確保する。

（５）教職員の研修の充実

- ・多くの生徒が集まれば何かしらの問題が発生してしまうのは仕方がない。生徒には、教師が互いの立場や考えを伝え、互いを尊重しながら問題を解決に向かわせなければならない。問題に対する対応が後手となってしまうと、それがしこりとなっていじめ等の問題に発展しかねない。
- ・いじめやいじめにつながるような事案があった際には、その事案から生きた教訓を学び、さらにその教訓を意識し続けるなど、教職員の継続的な研修を行う。

（６）保護者・地域の連携

- ・保護者からの欠席連絡および遅刻・早退について、正確に所在を確認する対応を全職員で行うことにより、生徒の安全に配慮する。
- ・学級担任は生活記録ノートの記述やここタン、スマート連絡帳に留意し、家庭訪問や個人懇談を含めた連絡を積極的に行う。被害者側の安心感の確保や行為者側の成長の見届けを大切にする。
- ・いじめ問題やデジタルシティズンシップ教育等について、生徒と保護者が話し合うことができる機会を設けたり、地域の方が生徒と接する中で得られる情報をつかんだりできるよう工夫する。

（７）関係機関等との連携

- ・教育委員会へ直ちに報告し、警察、中央子ども相談センター、エールぎふ、こどもサポート総合センター、スクールロイヤー、病院等、関係諸機関との連携を図る。いじめに関する問題の有無に関わらず、日常的な情報伝達や連絡を維持するように努める。また、各種相談窓口の紹介をする。
- ・インターネット上の誹謗中傷等については、岐阜市教育研究所のインターネット担当と連携し、保護者の協力を得ながら状況に応じて警察等と協力して、迅速に解決に当たる。

4 学校いじめ防止等対策推進会議の設置

法：第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

条例：第18条

2 推進会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 学校基本方針の策定、実施及び検証
- (2) いじめに係る相談体制の整備
- (3) いじめの早期発見のための情報の収集、記録及び共有
- (4) いじめの認知
- (5) 被害児童生徒及びその保護者の支援並びに加害児童生徒の指導及びその保護者への助言
- (6) 当該市立学校の教職員を対象とする研修並びに保護者及び地域住民を対象とする啓発活動
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当該市立学校の校長が必要と認める事項

学校職員：校長，教頭，主幹教諭，生徒指導主事，いじめ対策監，指導教諭，該当学年主任・学級担任，教育相談主任，養護教諭，（主任いじめ対策監）

学校職員以外：PTA 会長，主任児童委員，スクールカウンセラー，スクール相談員，外部機関

5 いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

「精華中学校いじめ防止」プログラム

月	取組内容（予定）	備考
4 月	・「精華中学校いじめ防止基本方針（以下「方針」）」策定 ・第1回校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・始業式・入学式で、学校としての構え「4つの約束」を生徒に告示 ・学校運営協議会で「方針」説明 ・職員研修会（第2回職員会時）の実施（「いじめ・虐待対応」の共通理解） ・生徒指導職員会の実施（配慮を要する生徒の共通理解） ・いじめを見逃さない日の取組 ・学校だより、Web ページ等による「方針」等の発信	「方針」の確認 年間を通し、協働学習等を計画的に行う
5 月	・第1回「学校いじめ防止等対策推進会議（外部含む）」の実施 ・PTA総会で「方針」説明 ・生徒会によるアンケート（スマイルアンケート）実施 ・スマイル集会実行委員会の発足と生徒会活動として行うための指導内容検討 ・いじめを見逃さない日の取組 ・生活向上アンケート①②の実施 ・学年会によるアンケートの情報交流	教育相談の実施
6 月	・いじめ防止強化週間（6月24日～7月3日）の取組 ・「スマホ・ケータイ安全（ネット犯罪・いじめ被害防止）教室」の実施 ・「いじめ防止月間」の実施（生徒会のスマイル集会・スマイル活動） ・いじめ未然防止に向けた、生徒会主催による活動宣言「スマイル宣言」 ・校内いじめ防止等対策推進会議の実施 ・教育相談の実施 ・いじめを見逃さない日の取組	
7 月	・第2回校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施 ・「いじめについて考える日」（7月3日）の取組 ・職員会（夏休み前までのいじめ防止対策の取組の振り返り）	第1回県いじめ調査

8月	・職員研修会（いじめ対応に関する研修会） ・岐阜市生徒会サミット	夏季休業中の指導
9月	・学校だよりによる取組の見直しや前期の実践内容等の公表 ・いじめを見逃さない日の取組 ・生活向上アンケート③④の実施 ・学年会によるアンケートの情報交流	・教育相談の実施
10月	・いじめ未然防止に向けた、生徒会主催による活動開始 ・いじめを見逃さない日の取組	
11月	・校内いじめ防止等対策推進会議の実施 ・教育相談の実施 ・「いじめ防止月間」の取組：「ひびきあいの日」に向けた取組（生徒会による全校でのいじめ防止対策） ・「あったかい言葉がけ運動」への全校参加と生徒作品の活用 ・いじめを見逃さない日の取組	
12月	・「ひびきあいの日」（生徒会のいじめ防止対策の発表） ・「教職員の取組評価（学校評価）アンケート」（次年度に向けて） ・第3回校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（いじめ防止の取組についての中間交流） ・いじめを見逃さない日の取組	冬季休業中の指導 第2回県いじめ調査
1月	・冬休み前までのいじめ防止の取組の振り返り（職員会） ・教職員による次年度の取組計画 ・いじめを見逃さない日の取組 ・生活向上アンケート⑤⑥の実施 ・学年会によるアンケートの情報交流	・教育相談の実施
2月	・生徒会のいじめ防止活動のまとめ ・第2回「学校いじめ防止等対策推進会議（外部含む）」の実施 ・学校運営協議会で「学校いじめ防止等対策推進会議」の報告 ・いじめを見逃さない日の取組	本年度のまとめ及び 来年度の計画立案
3月	・学校だより等による次年度の取組等の説明 ・第4回校内「学校いじめ防止等対策推進会議」の実施（1年間の振り返りと次年度の検討） ・いじめを見逃さない日の取組	第3回県いじめ調査 （国の調査を兼ねる） 次年度への引き継ぎ

6 いじめ問題発生時の対応

（1）いじめ問題発生時・発見時の初期対応（法第23条に基づいて明示）

【組織対応】

- ・「いじめ防止対策推進会議」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、校長の指導のもと、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

【対応の重点】

- ・いじめの兆候や疑いがある場合は、把握した者は速やかに管理職及びいじめ対策監に報告し、学校いじめ防止対策推進会議を開催し、原則24時間以内に校長の指導のもと、組織的にかつ丁寧に事実確認を行う。いじめを受けた（疑いがある）生徒の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ、組織的に情報を収集し、迅速に対応する。校内いじめ防止等対策推進会議を行う際、出席者と指導の経緯、会の内容等の記録をその都度確実に残す。
- ・いじめに関する兆候や疑われる事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら生徒への指導に当たる。最終的には必ず校長が生徒及び保護者への指導を見届ける。
- ・保護者との連携の下、支援・指導を行う中で、いじめた生徒が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた生徒やその保護者の思いを受け止め、自らの行為の背景にある意識を振り返り、自己の生き方とつなげ、見つめ直す指導に努める。
- ・いじめを受けた生徒に対しては、3ヶ月は、毎日校長やいじめ対策監は声をかけるなど、保護者と連携しつつ生徒を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど心のケアに十分配慮し

た継続的な事後の対応に留意する。

- ・同様に、いじめた側の生徒に対しても、保護者と連携し生徒の様子を見守り、本人への確認、周囲への確認、保護者への確認をするなど、事後の対応を中・長期的に行う。
- ・情報提供をした生徒について、保護者への報告をすると共に、本人の見守りを組織的、継続的に行う。

(2)「重大事態」と判断された時の対応（法第28条・条例第20条に基づいて明示）

- ・いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

〔主な対応〕

- ・教育委員会へ「第一報」を速やかに行う。
- ・当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ・上記調査を行った場合は、調査結果について、教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署（岐阜中・岐阜南警察署）に通報し、適切な援助を求める。

7 学校評価における留意事項

- ・いじめの未然防止、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の3点を加味し、適正に学校の取組を評価する。
 - ①いじめの未然防止の取組に関すること
 - ②いじめの早期発見・早期対応の取組に関すること
 - ③いじめの再発を防止するための取組に関すること

8 個人情報等の取扱い

○ 個人調査（アンケート等）について

- ・保護者から「いじめがあった」等の申立てがあった場合や重大事態の調査に必要なため、アンケートの質問票の原本等の一次資料、またアンケートや聴取の結果を記録した文書等の二次資料及び調査報告書は、指導要録との並びで保存期間を5年とする。
（「岐阜県におけるいじめ防止等のための基本的な方針」令和3年4月1日改定参照）
（「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」令和6年8月改定参照）

○ 指導記録について

- ・1事案1ファイルを原則として、事案の概要、指導の方向・方法・経緯・生徒の意識、保護者の反応の記録を確実に残す（いじめ事案報告書、指導記録、学校いじめ防止等対策推進会議の記録）。

○ 校種間、学年間での確実な引き継ぎ

- ・個人カード、ファイル等への記録を随時行い、適切な情報を管理保護し、進学及び進級における学級編成や引き継ぎ資料に確実に反映されるよう徹底する。